

2013年7月22日

山形労働局長
須永 敏良 殿

日本労働組合総連合会
山形県連合会
会 長 大泉 敏男



2013年度最低賃金行政に関する要請書

日頃の労働行政の取り組みに敬意を表します。

さて、最低賃金制度については、非正規労働者の増加とそれに伴う低賃金層の拡大により、賃金の最低限を保障するセーフティネットとしての役割は、ますます大きく重要なものとなっております。

しかし、現在の山形県の最低賃金は時給654円、年間2,000時間働いても年収は130万円程度であり、ワーキングプアともよばれる貧困層の年収200万円をも下回っている状況であります。この額では、最低賃金法にある「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる賃金」であるとはいえません。

一家を支える主たる生計者でさえも、非正規労働者が増加傾向にあり、最低賃金は生活を補助する役割だけではなくとなっております。

低賃金層が増えれば、未婚者が増え、結婚しても子供を産み育てることが出来ず少子化がすすみ、県内の人口減少に追い打ちをかけることとなります。

また、東京都の最低賃金850円と山形県の最低賃金654円を比較すると、東京都は196円も高く、年々地域間格差が広がっております。このような状況では、最低賃金の高い地域へ良質な労働力が流出し、更には人口の流出も懸念され、この格差を是正せず、低賃金のまま放置しておけば、地方経済は衰退することとなります。

連合山形は、このような現状を踏まえ、山形県の最低賃金の大幅引き上げについて広く県民に訴え、理解を求める署名運動を行った結果、2万筆を超える署名が集まりました。

この署名を、県民の声として重く受け止めていただき、山形県の最低賃金を実効ある水準へ改善するため、下記の点について、積極的な対応を要請いたします。

記

1. 山形県の地域別最低賃金を早期に800円へ引き上げること。
2. 基幹的労働者にふさわしい特定（産別）最低賃金の水準を確保すること。
3. 使用者側に対し、最低賃金法の遵守を徹底すること。

以上